

京都市農業共済条例及び京都市農業共済事業基金条例を廃止する条例（平成16年3月31日京都市条例第68号）（産業観光局農林部農業計画課）

京都市農業共済事業（以下「本市事業」といいます。）は、農業者の不慮の事故による損失を補てんして農業経営の安定化を図り、農業生産力の発展に資することを目的として本市が実施してきたものですが、京都農業共済組合が本市の区域内において農業共済事業を実施することに伴い、本市事業を廃止するとともに、本市事業に必要な資金を積み立てるために設置した京都市農業共済事業基金を廃止することとしました。

この条例は、平成16年5月31日から施行することとしました。

なお、同日前に発生した共済事故については、京都市農業共済条例の規定は、なお効力を有することとしています。

京都市農業共済条例及び京都市農業共済事業基金条例を廃止する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第68号

京都市農業共済条例及び京都市農業共済事業基金条例を廃止する条例

京都市農業共済条例及び京都市農業共済事業基金条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した共済事故については、この条例による廃止前の京都市農業共済条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(産業観光局農林部農業計画課)